

質問への回答一覧①（令和元年12月3日時点）

問1 解体、新築工事については、別の補助ですが、それぞれに入札工事を行う必要性があるのでしょうか。それとも一括での入札工事になるのでしょうか。

（答） 解体撤去工事と新設工事については、別々の補助金となっており、入札は別々におこなっていただく必要があります。

問2 旧立花東幼稚園の鉄筋コンクリート造建物および、鉄骨造の建物について、屋内、屋外塗装含めてアスベスト検査をすでに行っているのでしょうか。また、その結果については、各所において明らかになっているのでしょうか。

（答） 旧立花東幼稚園の鉄筋コンクリート造建物については、外壁仕上げ材のアスベスト調査中です。12月3日の現地説明会の際には、調査結果（速報）をお伝えできると考えておりますが、鉄骨造の建物（倉庫）は調査対象とはしておりません。

（令和元年12月3日追記）

外壁仕上げ材のアスベスト調査を行った結果、調査した7箇所にアスベストは含まれておりませんでした。

問3 問2に付随し、鉄筋コンクリート造建物および、鉄骨造の建物について、屋内、屋外の吹付塗装含めて、含有物についてのアスベスト検査をすでに行い、仮に有りの場合、その点も含めて解体工事について近隣住民への説明は行っているのでしょうか。

（答） 尼崎市から近隣住民の方に対し、令和元年8月29日に説明会を実施しておりますが、解体撤去工事にかかる具体的な工事内容等については、事業者様にてご計画される内容となるため、ご説明しておりません。

問4 解体前のアスベスト検査は、解体に関する補助対象でしょうか。また、それを含んでの入札工事は、アスベストの有無で、大幅に変わりますが、入札はできるものなのでしょうか。

（答） この解体撤去工事に係る補助金額は、工事設計の際に法人様に行っていただくアスベスト含有調査等を含めた金額です。このため、入札もその金額で行っていただくこと

を想定しております。

問5 問2でアスベスト調査が行われていない場合、検査を行ってから解体工事を行うため、令和元年度内に解体することが難しいと考えます。解体に関する補助金交付は令和元年度内に解体が終わらない場合、2カ年に渡って交付可能でしょうか。

(答) 解体撤去に係る補助につきましては、撤去工事が2カ年に渡るものと想定しており、補助金については、工事完了後の令和2年度に交付する予定です。

問6 アスベストが検出された際、大幅に工事が遅れ、令和3年4月1日に開所が出来ない場合もあり得ますが、その点は突発的な事由として認められるでしょうか。

(答) アスベストに限らず、突発的な事故等により工期が遅れてしまうことが想定される場合は、協議していただくことになります。

問7 突発的な事由により、令和3年4月1日に開所が出来ない場合、保育所整備費用補助は2カ年に渡って交付可能でしょうか。

(答) 2カ年に渡り交付することは可能です。

問8 すでに近隣住民から上がっている、保育所開設に当たっての留意事項がありましたら、ご教示ください。

(答) 令和元年8月29日に、尼崎市から近隣住民の方へ説明会を開催した際に挙がりましたご意見としましては、

- ・工事等に係る近隣説明を適切な時期に行うこと。
- ・送り迎えの際の車の駐車に対する配慮をして頂く(敷地内に駐車場を設置するなど)。

といったご意見がございました。

問9 解体費用の予算立てをするにあたり、正確な寸法の入った既存図面、敷地図（測量図等）は公開されないのでしょうか。

（答） 保存されている既存図面を参考図として、お示しすることは可能です。ただし、改修や修繕等で現状と異なる場合がございますので、解体工事にかかる設計時には、事業者様にて、現地調査等によりご確認いただきますようお願いいたします。

問10 市有地を活用する場合、賃貸借期間は具体的に何年を想定しているのでしょうか。

（答） 10年から30年の範囲で法人様と協議の上、事業用定期借地権設定契約を締結する予定です。

問11 市有地を活用する場合の、保証金の金額は幾らでしょうか。

（答） 契約に保証金を含める予定はございません。

問12 職員用駐車場・送迎用駐車場は設置可能でしょうか。

（答） 可能です。

問13 職員用の駐輪場スペースは設置可能でしょうか。

（答） 可能です。

問14 市有地を活用する場合の園庭・園舎の建築条件（広さ・何階建て・遊戯場）について、制限及び市からの要望はあるのでしょうか。

（答） 保育所を新たに設置する場合の園庭・園舎の建築条件については、国の基準（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」）通りです。

問 1 5 職員配置基準について市基準及び市加配があれば詳細をお示し頂けますでしょうか。

(答) 職員の配置について、人数に関しましては国の基準（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」）通りですが、職種に関しましては、「調理員のうち少なくとも1人は、栄養士免許を有する者又は調理師免許を有する者でなければならない」と規定されています（「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」）。

また、加配について、社会福祉施設の配置基準を上回る実人員を配置した場合に補助を実施しております（参照：「(別紙) 尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金交付要綱（抜粋）」）。

問 1 6 市の運営費の補助要綱をお示し頂けますでしょうか。

(答) 国の示している取り扱い通りのため、市独自の要綱はございません。

問 1 7 職員の履歴書及び資格証の写しは応募段階で確保している者の分だけでよいのでしょうか。確保していないがこれから採用する者については「採用予定」と記入すればよいのでしょうか。

(答) 職員の履歴書及び資格証の写しについては、応募申請の段階で確保しているの方の分をご提出頂ければと思います。また、今後採用される方については「採用予定」と記載して頂くようお願いいたします。

問 1 8 嘱託医との契約書は現時点での添付は必須でしょうか。

(答) 嘱託医との契約書について添付する必要はありませんが、募集要項 2 3 ページにあります「(4) 提携医療機関」に契約される予定の医療機関を記載して頂くようお願いいたします。

問19 募集要項37ページの法人決算書類(直近3ヵ年分)は法人全体のもののみでよいのでしょうか。もしくは全拠点のものが必要でしょうか。

(答) 法人全体の決算書類で構いません。

問20 申請書(役員等)に係る身分証明書の提出を求められるのは代表者だけでしょうか、それとも全ての理事・監事・評議員の分が必要でしょうか。また、(役員等の状況)は、具体的にどのような情報の記載が必要なのでしょうか。

(答) 代表者の方含め、理事・監事・評議員についても提出が必要になります。

なお、本市が添付を求めています「身分証明書(履歴書及び役員等の状況)」とは、新たに本市で児童福祉施設を設置しようとしている法人の役員がどのような職業の方で、社会活動歴をお持ちの方なのかを見るためのものであり、いわゆる新卒の学生が証明写真を添付して就職活動を行う『履歴書』ではございません(その形式のご提出でも構いませんが)。

問21 保育所に係る土地及び建物の登記事項証明書は市有地活用の場合でも添付する必要があるのでしょうか。

(答) 市有地を活用する場合は、必要ありません。

問22 募集要項37ページの運営に関する資料について、規模や立地等、市が指定する施設の要件はあるのでしょうか。こちらの任意で選んでよいのでしょうか。

(答) 募集要項37ページの「保育所の運営に関する規程」につきましては、いわゆる運営規程(管理規程など)を想定しており、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第20条で定められている11項目については必ず記載いただく必要がありますが、それ以外の項目については、法人様の任意でご記載いただいても結構です。

<参考>

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」
(運営規定)

第二十条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

問 2 3 防火管理者選任届出書の写しは書類提出時に必須でしょうか。

(答) 応募申請時に提出する必要はありません。

問 2 4 市有地について、現時点で近隣住民から具体的な要望が出ているのでしょうか。出ている場合は内容をご教示頂けますでしょうか。

(答) 令和元年 8 月 29 日に、尼崎市から近隣住民の方へ説明会を開催した際に挙がりましたご意見としましては、

- ・工事等に係る近隣説明を適切な時期に行うこと。
- ・送り迎えの際の車の駐車に対する配慮をして頂く（敷地内に駐車場を設置するなど）。

といったご意見がございました。

問25 土地の履歴をご示し頂けますでしょうか。

(答) 旧立花東幼稚園が建設されるまでは田でした。

問26 地下構造物及び土壌汚染物質等が出た場合、撤去及び係る費用負担の取扱いはいかがでしょうか。

(答) 問25の通り、昭和50年に旧立花東幼稚園が建設されるまでは田であったことから、土壌汚染物質等については想定しておりません。また、想定外の地下構造物が出た場合など突発的な事態には、協議していただくこととなります。